

石鎚山の神仏分離—二つの「石鎚神社」の成立と統一—

愛媛大学 大森昂

1、はじめに

石鎚山は、修験道の開祖とされる役行者によって開かれたとされ、石鎚信仰の霊峰として有名である。伊予だけでなく讃岐・阿波・土佐・備前・備中・備後・安芸・周防・豊後等から信者が集まって登拝を行い、各地で石鎚講が成立し、石鎚信仰が拡大していった。【西海 1984】

石鉄山蔵王権現(以下、石鉄権現とする)の別当職を巡る前神寺と横峰寺間の争い

和暦	西暦	出来事
享保14	1729	横峰寺が「石鉄山横峰寺別当」と名乗る。 →前神寺が抗議し、話し合いの上、横峰寺は「石鉄山横峰寺別当」の名乗りをやめる。
明和5	1768	横峰寺が再び「石鉄山横峰寺別当」と名乗る。→前神寺が抗議するも解決せず。
明和6	1769	前神寺が御室御所(仁和寺)に訴え出る。 →別当は前神寺のみ、横峰寺の山号は「仏光山石鉄社横峰寺」とするよう裁許を出す。
文化5	1808	常住社を周布郡千足山村民が打ち壊す。 →常住社の所属地を巡って新居郡大保木山村と千足山村が話し合うも解決せず。 →千足山村が常住社の所属地について幕府に出訴する。 →村同士、さらには西条藩と小松藩の境界争いに発展する。
文政8	1825	幕府が、常住社の所属地は千足山村、別当は御室御所の裁許通り前神寺とし、常住社・頂上社の管理権は前神寺とする裁許を出す。
天保10	1839	別当争いについて今治藩領五ヶ寺の仲裁を受ける。

【久門 1966】 【秋山 1967】

石鉄権現の神仏分離の概略

年月日	出来事
明治3年(1870) 3月7日	西条藩から弁官へ、石鉄権現は仏であると届け出る。
明治3年4月20日	小松藩から神祇官へ、石鉄権現は神であると届け出る。
明治3年4月29日	西条藩から弁官へ、朝裁によって神か仏かを決めていただきたいと願い出る。
この間	弁官から西条藩へ、神社とするよう指令が出る。
明治3年8月8日	西条藩から弁官へ、石鉄神社と称したいと伺い出る。
明治3年閏10月25日	神祇官から弁官へ、石鉄神社と称してよいと回答がある。

【柚山 2007】

・久門範政…石鉄権現別当争いにより根強い対立を続けた前神寺と横峰寺が、明治の初め再び全く相違した意見であった。【久門 1966】

→別当争いと神仏分離に関係を見出しているが、具体的にどのような関係があったのか？

・柚山俊夫…西条藩が石鉄権現を神と仏のどちらにすべきか願い出た年次と、石鉄権現を神社とする指令が出された年次は、「社寺取調類纂」(国立国会図書館蔵)には明治2年とあるが、「小松藩願届伺控」(愛媛県立図書館蔵)には明治3年に小松藩が石鉄権現を神と届け出ていること等から、正しくは明治3年であることを明らかにした。【柚山 2007】

・谷川穰…前神寺住職阿刀大律が提出した、神仏分離の処置を不服とする建白書(明治7年)から、西条藩が弁官に石鉄権現を仏とすることを届け出て、それが認められたにも関わらず、もう一度神祇官

に伺い出たところ、神とするよう正反対の指令が出されたことを明らかに。政府の対応が一貫していなかったため、地域の混乱を招いた。神仏分離や廃仏毀釈の影響は、明治4年の廃藩置県で徐々に元に復するが、石鉄権現の神仏分離のように、決してそこで収束するものではなかった。【谷川 2011】
→石鉄権現を仏とすることが本当に認められたのか？

・上野大輔…これからの神仏分離研究を進める上で求められる視角【上野 2018】

- ①神仏分離をめぐる諸主体(政府、寺社、住民のどれなのか)
- ②分離の対象(施設(寺社)、人(宗教者)、モノ(仏像、典籍)等)
- ③分離のレベル(制度上なのか、空間的な分離なのか、思想の中身まで踏み込んだものなのか)
- ④神仏分離の時代差、地域差(慶応四年以降の時期的段階差、それ以前の状況等)

→特に、慶応四年以前の状況が神仏分離に影響を与えたのか考察する。

2、石鉄権現別当職争いの結末

【史料1】『西条誌』卷之七氷見組氷見村前神寺の項(天保13年) 愛媛大学図書館蔵

石鉄山別当論、并千足山村と、大保木山村と、常住山境論之事、文化年中ニ其端シ発り(中略)御裁断の後も、双方了簡齟齬之事有て、常住山荒廢の宮居宿坊等再建も不果サ、同所に於ての祭式も不被行、十三、四年の間、数十度の往復を経て、天保十亥歳に至り、始て宿凝氷積し、再建祭式、旧の如くには復シたり。

- ・文化5年(1808)千足山村民による常住社の打ち壊しが発端。
- ・幕府の裁許が出た後も争いは収まらず。→文化6年(1809)～天保9年(1838)の30年間祭礼中止。

【史料2】熟談為取替一札之事(天保10年) 新居郡大生院村高橋家文書 新居浜市蔵

一、常住山之建物名義無之候而者指支候ニ付、以来前神寺進退之宮居宿坊与相唱候事(中略)

一、弥山社番之儀者先規之通前神寺方指出候得共、論中以来者千足、大保木両村方茂出来居候ニ付、壹兩人宛其俣指出候事

但、弥山社場所之儀者何等論条不致筈

- ・常住山の宮居宿坊の管理権は前神寺にあることが確定。
- ・弥山社(頂上社)は、大保木山村と千足山村の共同管理地へ、前神寺の影響力が弱まる。

3、石鉄権現の神仏分離

【史料3】蔵王権現神仏引分手續書 前神寺文書 前神寺蔵

別紙蔵王権現称号ハ勿論、尊像モ先般御見分之通仏体ニ御座候間、神仏引分之御趣意奉体認、従前之通仏奠ニ仕度奉存候、以上

明治二年巳五月 前神寺

(西条藩)神祇御局

今般神仏混淆御引分之御趣意奉畏、西條藩管轄内前神寺ヨリ別紙之通差出候付、尚亦取調候処申出相違モ無御座候段申越候間、此段御届申上候、以上

(明治三年)三月七日 西条藩公用人岡八郎

弁官御伝達所

朝廷御届済ニ相成候間、蔵王権現純一仏祭ニ取計候様トノ御所置ニ付、権現号ヲ廃シ蔵王菩薩ト唱候旨達置候事

- ・①前神寺が石鉄権現は仏であると西条藩神祇局へ届け出る。→②西条藩が前神寺の届出を弁官に進達する。→③朝廷へ届け出たため、権現を蔵王菩薩と改称するよう西条藩が指令する。

4、新居郡石鉄神社と周布郡石槌神社の成立

【史料4】石鉄山勤式所常住地稅納仕度石井隼男并千足山村之者共新規取計無之様仕度願之事(明治5年) 愛媛県行政資料 愛媛県立図書館蔵

去々午年ニ至小松方々規則ニ背、新規之儀申出掛合中祭礼も出来不申、参詣人も入山を差留ニ相成(中略)去未年祭礼前ニ至元横峰寺改職石井隼男、并千足山民共、他所者を取組山頂聊之地江他所方寄進与偽社を建、当山ニ不関之他所者或者強勢者等相詰競祭、参詣人を狂惑致させ益神明非礼を罵、加之往昔方勤来之常住勤式をも故障申立、無抛四手坂与申所江仮社を設、略儀之勤式仕候様之事ニ而神事祭礼式相整不申

- ・明治5年に新居郡石鉄神社氏子総代が、石井隼雄(速雄、周布郡石槌神社神主)と千足山村民達が「新規取計」をしないよう、石鉄県に願い出たもの。
- ・明治3年、小松側から「新規之儀」を申し出たため、祭礼ができず、参詣人も入山できなかった。
- ・明治4年の祭礼前、石井隼雄(速雄)と千足山村民が、他所者を呼んで山頂の少しの土地に社を建て、「競祭」を行う。
- ・西条側では常住社での祭礼ができなかったため、常住社よりも麓の四手坂に仮社を建てる。

【史料5】石鉄神社勤式之儀他所方妨無之様奉願度事(明治5年) 愛媛県行政資料 愛媛県立図書館蔵
一、石鉄神社之儀旧社之外新宮造営等何れヨリ願出候共、指支之品御座候間、御採用相成不申様兼而奉願上候

- ・新居郡石鉄神社神主石本雪雄が、もともとある社に加えて新宮を建てたいと願い出があったとしても認めないよう願ったもの。

【史料6】大森山彦口書(明治4年) 前神寺文書 前神寺蔵

(一柳)七郎左衛門殿始め一同ニ被申候者、復飾ニ付而者万事周旋等之義可然相頼候と被申聞(中略)横峯世話人高村屋常助と申者僕老人召連、私宅江罷越石槌講、并鑑札其外祭礼之節登山等之義頼出ニ付而者尚又談し合も有之(中略)

一、此度小松御藩管内与申所之弥山ニ新規営有之候社之裏ニ奉寄進石槌神社西伊豫講中与書付有之柄者私世話口之講中方奉納之社ニ相違有之間敷与之御尋之趣御最ニ奉存候得共、於私者一向承知不仕、(中略)私義山籠仕候節、横峰ニ而被申聞候二者弥山江籠リ呉候ハ、石槌神社与書付有之方江籠リ参詣之者共江石槌神社之尊き事を披露致し呉候様ニ与御頼有之候義ニ御座候、右之次第第二御座候、柄者全相(違)無御座候与奉存候、依而御答如斯ニ御座候、以上

・小松藩士一柳七郎左衛門らが、大洲藩内の神官と思われる大森山彦に、横峰寺が周布郡石槌神社になるにあたって「万事周旋」を頼む。

- ・「万事周旋」…石槌神社西伊豫講の組織、祭礼時に参詣人に周布郡石槌神社の尊き事を披露する事。

(周布郡石槌神社に実際に寄進をしていたかどうかは不明)

5、石鐵神社の成立

【史料 7】宮原直恭・石本雪雄・石井速雄へ石鐵神社祠官掌申付伺 愛媛県行政資料 愛媛県立図書館蔵

石鐵社祭礼近年当月廿日ヨリ相始来候由ニ而此節追々参詣人登山致候趣、就而者横峰・前神両社人、并千足・大保木両村民共例之通臂張り相始掛候模様ニ付、不取敢別紙之通取計申候、尤神官新任之儀者兼而人撰相伺一時ニ取計候心得ニ御座候得共、右情実ニ付不得止前条及処置候

・前神寺元住職の石本雪雄と横峰寺元住職の石井速雄、大保木山村と千足山村の村民同士で対立が収まらないため、とりあえず石本雪雄と石井速雄を祠掌に任命。

・宮原直恭は高知八幡神社(旧松山藩領桑村郡高知村、後の石鉄県第六大区第一郷社)神主。

→旧西条藩領・小松藩領出身ではない、旧松山藩領の社格の高い神社の神主として対立を収めることが期待されていたと思われる。

【史料 8】石鐵神社祠官方社号其他之義ニ付伺及び指令 愛媛県行政資料 愛媛県立図書館蔵

一、社号之事

石鉄神社 如斯石本雪雄 書来候由

石(抹消)「槌」土神社 同 石井速雄 同断

或ハ石鐵神社ト認申可哉之事

(朱印)「茂任之印」

(朱書)「先旧来之俣可然哉、追テ改正ノ義当時伺出中」

(付紙一)「石鐵神社ト相認可申事」

一、祭神之事

山靈

速玉男神 如上尊崇来候 石本雪雄

上筒之男神 亦名磐土命、亦云石土毘古石巢姫命 同 石井隼雄

右如何取究可申候ヤ

(朱印)「茂任之印」

(朱書)「強テ取定ルニ不及、是亦追テ改正ヲ加へ詮議ニ可及事」

・祭礼が差し迫っても、石本雪雄と石井速雄の対立により社号や祭神等が決まらなかった。

6、おわりに

・石井速雄(隼雄)や千足山村民が社を建てる際、常住社の管理権は前神寺であることが天保 10 年に確定しているため手を出せず、文化 5 年のように常住社を打ち壊し、新社を建てたとしても、再び長期間祭礼ができなくなる可能性がある。そのため前神寺の影響力が弱まっており、大保木山村と千足山村の共同管理地となった石鎚山頂に新社を建てた。

・小松藩士一柳七郎左衛門によって大森山彦が招かれ、山彦は周布郡石槌神社の祭礼の支援を行い、正統な神社であることを主張して参詣人を集めることで、新居郡石鉄神社と「競祭」を行った。

・村と藩を巻き込んだ石鉄権現別当争いは、再び藩と村を巻き込んだ石鎚権現が神か仏かという対立、新居郡石鉄神社と周布郡石鉄神社のどちらが正統な神社かという対立として再燃した。

参考文献

久門範政編『西条市誌』西条市、1966

秋山英一「石鉄山別当・境界争論」(『石鎚神社一千三百年史』石鎚神社奉賛会事務局、1967)

西海賢二『石鎚山と修験道』名著出版、1984

柚山俊夫「明治初期の「石鎚神社」と神仏分離」地方史研究協議会第58回高松大会報告、2007

谷川穰「明治維新と仏教」(『新アジア仏教史14 日本IV 近代国家と仏教』佼成出版社、2011)

上野大輔「神仏分離研究の視角をめぐって」(『カミとホトケの幕末維新』法蔵館、2018)

【図1】 前神寺・横峰寺・石鎚神社関係図(明治3年～明治5年〔1870～1872〕)



